

平成 28 年 3 月 18 日

**平成 26 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況**

**【文書指摘】**

## 平成26年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- 1 高等教育機関の研究支援について（地域振興部） ..... 1頁
- 2 文化芸術の振興について（地域振興部） ..... 1頁
- 3 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業と療育支援のあり方について（福祉保健部） ..... 2頁
- 4 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業について（福祉保健部） ..... 3頁
- 5 中山間地都市町村保育料無償化等モデル事業と保育料について（福祉保健部） ..... 3頁
- 6 喜多原学園について（福祉保健部） ..... 4頁
- 7 障がい者の就業支援について（商工労働部） ..... 5頁
- 8 畜産試験場の整備について（農林水産部） ..... 6頁
- 9 施設の見直しについて（病院局） ..... 7頁
- 10 育英奨学資金貸与者で県内就職する者への返還優遇について（教育委員会） ..... 8頁
- 11 教育センターについて（教育委員会） ..... 9頁

平成26年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p>1 高等教育機関の研究支援について</p> <p>県内の高等教育機関に対する研究支援として、総額5千万円余(平成26年度実績)の助成が行われています。一方、支援の成果が、本県施策にどのように反映されているのか半然としません。</p> <p>その一因として、当該支援を通して、県はどのような成果を期待しているのか整理出来ていないことが、主な原因ではないかと思われます。</p> <p>また、現状の研究成果公開の方法では、成果が広く県民に周知されているとは言いがたく、不十分であります。</p> <p>当該支援は税金で賄われていることを、県はもとより、高等教育機関の方にもご理解いただき、県として期待する成果の整理、県民への公開方法の充実を図るべきであります。</p>	<p>研究は大きく「基礎研究」、「開発研究」、「実用化研究」の3つに分類され、その成果については分類によって性質などが異なることから、まずは研究テーマ・内容による整理を行い、期待する成果の内容とその反映状況が分かるよう工夫していきます。</p> <p>また、課題の把握、対策の検討、検証等が一体となった研究を行うため、研究期間を延長(最大3年→最大5年)するとともに県民への公開方法については、従来から行っているポスター展示だけでなく、研究の特徴に応じた広報についても、高等教育機関と相談しながら充実していきます。</p>	<p>高等教育機関等支援事業 48,189千円</p>
<p>2 文化芸術の振興について</p> <p>県は「とりアート」と「鳥取藝住祭」の2つの事業を行っていますが、これらは、ほぼ同時期の開催にもかかわらず、両者間に連携がなく、違いも分かりづらいように思われます。</p> <p>その原因は、本来、大きな政策目標に向かって推進されるべき両事業が、縦割りの進められ、個々の事業実施のみに眼が向いていることが原因ではないかと思えます。</p> <p>両事業は目指すところや関わる団体の違いがあるものの、両者とも文化芸術振興に必要で可能性のある事業だと考えています。</p> <p>県は文化芸術振興という政策目標を具現化するために、県民活動が活発化するよう政策的に誘導し支援していくことが必要であり、「アートピアとっとり」という大きな政策目標の実現に向けて、両事業の連携を図りながら、更に充実させるべきであります。</p>	<p>「とりアート」と「鳥取藝住祭」の両事業は、県民・地域が文化芸術によって豊かになっていく「アートピアとっとり」の実現に向けて取り組んできたものです。平成28年度は、更に地域に根付いた文化芸術活動が活発化するよう、「鳥取藝住祭」について、地域づくり団体の特性を生かし、市町村とより一層連携した取組みへの支援に組み替え、「とりアート」とともに、市町村を舞台に両事業が連携し、PRと交流が行えるようにしました。</p>	<p>アートピアとっとり推進事業(とりアート開催事業) 74,907千円</p> <p>アートピアとっとり推進事業 44,964千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額															
<p><b>3 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業と療育支援のあり方について</b></p> <p>医療的ケアが必要な重度障がい児者がいつでもショートステイできるよう、県内3医療機関において、年間を通じた病床確保に係る費用を助成していますが、関係機関の連携不足、事業に協力する重度訪問介護事業所（以下「事業所」という。）及びヘルパーの不足等、受け入れ環境が不十分なため、年間病床確保日数903日のうち、利用は88日と1割程度に留まっています。</p> <p>ついては、受け入れ環境を整備するために次の点を支援すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内受け入れ専任コーディネーター配置支援制度の創設</li> <li>・不足している付き添いヘルパーや協力を得られる事業所を増やすための報酬の引き上げ</li> <li>・利用時に在宅と同様のケアが受けられるよう、訪問介護による利用者とヘルパーとの日常的な関わりの機会の確保</li> </ul> <p>また、ショートステイを実施している急性期病院においては、救急医療対応等により、利用者の要望に十分応えられないケースもあることから、回復期・慢性期病院への対象拡大も、関係者と協議して、今後検討すべきです。</p> <p>また、医療技術の向上によって、今後、医療的ケアが必要な重度障がい児者の増加は必至であり、各圏域の県立療育機関の入所や外来受け入れの拡大、在宅支援のあり方等、今後の療育支援について、量質ともに、あり方の抜本的な検討を行うことが必要です。</p>	<p>専任コーディネーターの配置については、各医療機関が助成額の中で対応されることを想定しており、必要に応じて各医療機関に受入体制の整備を要請することとします。</p> <p>ヘルパー事業所に対する報酬単価（補助単価）については、当初予算において引き上げを検討しています。</p> <p>県が直接的に、利用者とヘルパーとの日常的な関わりを確保することは難しいですが、当該事業に参入する訪問介護事業所が増えることにより、医療的ケアが必要な重度障がい児者に対応できる訪問介護事業所も増加することから、ショートステイ以外の場面（訪問介護等）においても、利用者とヘルパーとの日常的な関わりの機会を確保することが期待できます。</p> <p>今後も、引き続き、訪問介護事業所の当該事業への参入に向けて働きかけたいと思います。</p> <p>当該事業の実施医療機関については、現状を踏まえると、今後も継続して急性期病院で当該事業を実施することは難しい面もあることから、慢性期病院への変更を検討します。</p> <p>医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域生活を支援するためには、市町村・医師会・地域の協力等が不可欠であることから、地域での受皿（社会資源）を拡充するよう、当該事業の見直しを含めて、今後も引き続き、療育支援のあり方について検討します。</p> <p>【平成27年度利用実績（平成27年4月～12月）】</p> <table border="1" data-bbox="936 1038 1615 1230"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>病床確保日数</th> <th>利用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 部</td> <td>275日</td> <td>25日</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>184日</td> <td>61日</td> </tr> <tr> <td>西 部 ※</td> <td>275日</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>734日</td> <td>100日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4月～7月の間は、ヘルパー事業所が確保できなかったため、病床が採り用できなかった。</p>	圏域	病床確保日数	利用日数	東 部	275日	25日	中 部	184日	61日	西 部 ※	275日	14日	計	734日	100日	<p>重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業</p> <p>43,706千円</p>
圏域	病床確保日数	利用日数															
東 部	275日	25日															
中 部	184日	61日															
西 部 ※	275日	14日															
計	734日	100日															

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>4 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業について</b></p> <p>この事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、施設の特別支援加算から一部の強度行動障がい者が対象外とされたため、鳥取県独自に新規入所等に限定して、強度行動障がい者を受け入れる障害者支援施設等の1対1相当の人員配置に必要な人件費を加算するものです。</p> <p>従来の国の特別支援加算が3年間限定だったため、本県の制度も3年間限定としています。</p> <p>手厚い支援体制により、補助期間の3年間で障がいがある程度は軽減していますが、その状態の維持や改善を図るには、その後も同様の支援体制が不可欠であります。</p> <p>よって、障がいの状況や家族の生活実態に合わせて、補助期間を延長するとともに、市町村とも協議し、新規以外の入所者を補助対象とすることも検討すべきであります。</p> <p>また、対応する職員の能力向上のための外部専門家アドバイザーの配置も検討すべきであります。</p>	<p>補助期間等の見直しについては、強度行動障がい者に対する適切な支援のあり方について、強度行動障がい者を受け入れている施設・法人及び専門家等の意見を聴取するとともに、共同で事業を実施している市町村と検討します。</p> <p>アドバイザー配置については、強度行動障がい者の支援にあたり、事例検討及びアドバイザー招致に必要な経費に対し、助成する事業を当初予算において検討しています。</p>	<p>鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業 6,672千円</p> <p>【新規】地域生活支援事業(障がい福祉サービス質の向上支援事業) 754千円</p>
<p><b>5 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業と保育料について</b></p> <p>保育料軽減の対象が、中山間地域振興条例で規定する中山間地域にある保育所等に限定されているため、「対象となる地域」と「対象とならない地域」が混在する自治体では、一つの自治体内で保育料に格差が生じるとの判断から活用されず、結局、全域が中山間地域となっている自治体のみ利用に留まっています。</p> <p>一方で、「少子化対策アンケート」では子育ての経済的負担軽減を求める保護者の声があり、保育料軽減制度を中山間地対策としてではなく、子育て支援対策としての視点から改善する必要があります。</p> <p>よって、希望する全ての市町村が活用しやすい制度とすることで、保育料無償化・軽減を必要とする多くの子どもが対象となるよう、制度改正等を検討すべきです。</p>	<p>保育料は、保育の実施者である市町村が地域の実情等を勘案して定めることとされており、保育料の無償化・軽減については、県単独で対策を講ずることはできず、市町村と十分に協議し、合意形成を図りながら進める必要があります。</p> <p>保育料の無償化・軽減の実行には、県・市町村ともに相当の財政負担を伴うものですが、一方で、少子化対策は喫緊の課題であることから、県は、これまで多子世帯の保育料軽減に、先進的施策を展開してきました。</p> <p>平成27年9月から所得制限・年齢制限を設けず全国初となる第3子以降の保育料無償化を実施したことに加えて、ご指摘を踏まえて市町村と保育料無償化・軽減の拡大について協議した結果、同時在園の場合の第2子の低所得者世帯保育料無償化を当初予算に提案することとしました。</p>	<p>保育料無償化等子育て支援事業 495,738千円</p> <p>中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 59,019千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>6 喜多原学園について</b></p> <p>保護者から虐待を受けた児童や、愛着障がい・発達障がいなどの診断を受けた児童の入所が増加し、従来の非行性や加害性の強い児童と一つの寮に混在することで、支援が難しくなっています。</p> <p>中舎制の男子寮は、現在4人部屋を仕切って利用しているが、静かな空間を必要とする発達障がい児には不適切であり、完全個室とすべきであります。</p> <p>また求められる個別的・系統的な支援を満すには職員数が絶対的に不足しており、特に夜勤2人体制では、非常時は残された1名で寮を管理することが求められて危険であるため、職員体制を強化すべきであります。</p> <p>児童が学園入所に至る以前の学校教育における特別支援のあり方の改善及び、分校・分教室への専門性のある教員の配置について、学校・教育委員会と協議することが必要です。</p> <p>また、就職を希望する児童の職場実習はできているが、就職先の開拓が不十分であり、就職支援の体制を整備すべきであります。</p>	<p>発達障がいその他の特別な支援が必要な児童が増加していることを踏まえ、これまでも児童の特性等に合わせた居室整備及び職員体制について検討を行ってきたところであり、引き続き検討していきます。併せて、就労支援体制についても検討していきます。</p> <p>また、学校教育における特別支援教育の充実のため、喜多原学園分校における支援内容を現場にフィードバックするなどの仕組みについて検討していきます。</p> <p>専門性のある教員の配置等については、分校、県教委、米子市教委とも連絡会を開催し、職員配置等への配慮などの連携に努めているところですが、引き続き連携を図っていきます。</p>	

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>7 障がい者の就業支援について</b></p> <p>平成25年度に障がい者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、また、平成30年度には精神障害者も法定雇用率の算定基礎に加えられる予定であり、法定雇用率の更なる引き上げが予想されます。一方、本県の障がい者の実雇用率は、平成26年6月1日現在で1.88%と、法定雇用率を下回っており、法定雇用率達成企業の割合も約半分という状況にあります。</p> <p>こうした中、障がい者の就業、生活の支援については、障がい者就業・生活支援センターの活動に加え、平成26年度には西部に、平成27年度には中部に県版ジョブコーチを配置して職場定着を支援しているところです。ジョブコーチの職場定着支援は、障がい者一人ひとりの障がい特性に合った継続的な支援が必要で、活動回数は多く多忙な状況です。また、中部においてはジョブコーチの配置は1名のみで、追加募集は行っていますが応募がない状態です。併せて、相談のために来訪される方のための駐車場も少なく、プライバシーに係る相談を受けるにもかかわらず相談室が独立していない状況もあります。</p> <p>今後も、障がい者雇用のさらなる推進を図るためには、ジョブコーチによる支援体制を強化する必要があります。</p> <p>については、ジョブコーチ確保のための雇用条件の改善や、相談環境の改善等について検討すべきであります。</p>	<p>県内民間企業の障がい者実雇用率は、平成25年1.77%、平成26年1.88%、平成27年1.99%と着実に向上しており、法定雇用率達成企業割合も平成26年の50.6%から平成27年は54.8%に上昇しています。引き続き、労働局等と連携しながら、経済団体や企業への要請等を行い、障がい者雇用の推進に努めて参ります。</p> <p>ご指摘のありました、ジョブコーチの確保のための雇用条件の改善については、平成28年度当初予算においてジョブコーチを設置する法人等に人件費を助成することで正規雇用化を進め、着実な人員確保に繋げるとともに、ジョブコーチ養成費用の支援や体験講習会を開催するなど、ジョブコーチの利用促進、支援体制の強化に努めていくこととしています。</p> <p>相談環境の改善については、「障害者就業・生活支援センターくらはよし」の駐車場を事務所の前に1台分確保し、来所者が重複した場合には、近接する倉吉未来中心の駐車場を案内して対処しています。相談室は、センター内の奥に配置しており、プライバシー保護に配慮しているところです。</p> <p>一方、同センターが入居している建物が老朽化、狭隘化していることから、受託先の鳥取県厚生事業団において移転等を検討されており、これに併せて相談室の個室化などの改善を検討したいと考えます。</p>	<p>障がい者就業定着強化事業 (訪問型ジョブコーチ設置促進事業) 13,440千円</p> <p>(訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業) 390千円</p> <p>(ジョブコーチ体験講習会開催事業) 492千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>8 畜産試験場の整備について</b></p> <p>畜産試験場においては、最先端の研究のほか、「白鷗85の3」や「百合白清2」などの優秀な種雄牛の開発など、大きな成果をあげており、鳥取和牛のブランド化や県内酪農家の発展のために重要な施設ですが、和牛育成牛舎や種雄牛舎等は昭和40年代の建物で老朽化が目立ち、搾乳ロボットについても故障が絶えない状況であり、県内外からの来訪者に県産和牛の能力の高さや酪農の研究をアピールするには不十分な状況であります。</p> <p>また、農業活力増進プランにおいて和牛のトップブランド化を最重要課題としている中、現業職員数の縮減に伴い外部委託もやむを得ないところですが、外部委託するには、現在の施設・設備の老朽化の改善が必要です。</p> <p>また、種雄牛造成は危険で職員の育成に時間がかかる業務なので、外部委託は不可能であり、最低でも5人の現業職員を必要としているところですが、高齢化により人員の不足が懸念されています。</p> <p>全国1位、2位の種雄牛に続いて、畜産試験場が研究成果を上げ、鳥取和牛のブランド化、酪農の発展につなげられるよう、施設の整備、人員の確保について真剣に対策を講じるべきであります。</p>	<p>畜産試験場の改修・整備については、平成27年度に優先度を含めた検討を行い、改修が急がれる種雄牛舎の開閉ゲートを緊急的に整備しました。</p> <p>さらに、県内外から見学者の増加が見込まれることから、万全な防疫体制を構築するため、試験場入口の車両消毒施設をはじめ試験場内に職員・外来者用の消毒施設の設置と場内への進入路付け替え及び外来者駐車場の整備について、早急に対応します。</p> <p>その他の施設・機械については、試験研究の実情も踏まえながら、改めて、緊急性・必要性等を精査して順次対応していくこととしています。</p> <p>また、現業職員で対応している種雄牛造成業務については、技能・技術が的確に確保できるよう対応していきます。</p>	<p>畜産試験場家畜防疫体制強化事業</p> <p>63,514千円 (平成27年度2月臨時)</p>



指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>9 施設の見直しについて</b></p> <p>厚生病院は、昭和61年に増改築して以来、約30年を経過しようとしています。現在では、増改築当時想定していなかった化学療法を受ける外来患者の増加や、院内保育の実施などの対応が生じています。</p> <p>このため、空きスペースを利用して場所を確保していますが、化学療法については、狭隘なスペースで多くの患者へ対応する必要があるため、治療を受ける患者にも医療スタッフにも負担となっており、安心、安全に治療を受けられる環境であるとは言いがたい状況です。</p> <p>また、院内保育室についても定員が25名とありますが、現状で預けられている人数14名でも手狭の感をぬぐえません。その分屋外活動などで工夫しているものの、院内保育室は外来診察室近くに設置されており、外来患者の導線と乳幼児の導線が重なり、感染しやすいインフルエンザなどの流行時には、院内保育を利用する乳幼児への感染も心配され、職員が子どもを安心して預けられる環境ではない状況が見受けられました。</p> <p>ついては、早急にこのような状況を解消するため、現在のニーズに応じた院内の配置の検討や、必要な施設の増設などの対応策を検討する必要があります。</p>	<p>外来化学療法室は、急変時には直ちに医師が対応できる場所になければならないため、救急エリアに隣接した現在の場所が最適と考えておりますが、拡張スペースがないのも事実であります。</p> <p>このため、投薬前に行っている医師の事前診察の時間の関係で、一人の患者に午前から午後にかけて行っている治療の時間帯を、診察時間を早めるなどの工夫により、午前一、午後一人に見直すとともに、ベッド数を減らして、1床あたりの面積を拡張することで、患者数の確保と狭隘感の緩和を図りたいと考えております。</p> <p>院内保育所については、利用者は定員の半分程度で近年大きな変動はなく、今後も同様の傾向が続く見込みであることに加え、利用する職員の出退勤や授乳等の際の利便性が高く、職員からも今の場所での存続の意見が数多く出されております。</p> <p>このため、屋外活動を増やすことなどにより、できる限り狭隘感を感じさせないように工夫していきます。</p> <p>また、感染対策については、感染症流行時の入退室や外出時に患者の動線と重ならないよう、スタッフ専用の動線を活用するなど配慮してまいります。</p> <p>いずれにしても、厚生病院が取り組むべき医療や施設整備が経営に及ぼす影響等を考慮しながら、中長期的な施設のあり方について検討してまいります。</p>	

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>10 育英奨学資金貸与者で県内就職する者への返還優遇について</b></p> <p>若者の県外流出による社会減による人口減少は、本県の大きな課題であります。活力ある地域を維持するためには、県内出身の若者の地元定着を図る必要があります</p> <p>育英奨学資金は、県内在住の者の子等で経済的理由により修学が困難である者に対し、修学中に貸与するものですが、より多くの奨学生に、卒業後、住み慣れた土地で実力を発揮し、地域に活力を与える存在となつていただくことは、本県にとって大きな力となります。</p> <p>また、育英奨学資金の返還の減免は、県内就職へのインセンティブとなり、さらに長い目で見れば地域に貢献する人材となることが期待できます。</p> <p>については、育英奨学資金の貸与を受けた者の地元定着を図るため、県内就職する者に対して育英奨学資金の返還を減免することを検討すべきであります。</p>	<p>本県においては、IJUターン及び産業人材の確保を促進させるため、県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還金を助成する事業を実施しているところであり、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けた者についても、同事業によって、奨学金の返還に係る負担を軽減することにより、本県へのUターン就職等を促進し、地域の活性化を図っているところです。</p> <p>平成28年度からは、同事業の対象業種として、建設業・建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を追加するとともに、助成対象を150人から180人に拡大して、より多くの大学生等の県内就職の実現を図ることとしています。</p> <p>なお、今後も国や他県の動きを注視し、必要な対策を検討していきます。</p>	<p>鳥取県未来人材育成奨学金支援事業</p> <p>222,009千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成28年度事業名・要求額
<p><b>11 教育センターについて</b></p> <p>近年、少子化や核家族の進行、高度情報化や価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、教育に対する課題やニーズが多様化、複雑化しており、教職員は様々な局面で対応が求められております。さらに多忙化、長時間労働が常態化し、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。このような状況のもと、教職員が対応に悩んで行き詰まったりする場面も少なくありません。</p> <p>学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要であります。大学改革により、以前のように地元大学教授との師弟関係による教職員の心の支えとなる環境が失われています。教育センターには学校教育支援という役割があり、学校の教育課題に関する相談窓口として、教職員の支援をすることが期待されます。</p> <p>よって、教育センターにおいて、教職員の心の悩みも含めて幅広く相談・支援できる体制を一層強化すべきであります。</p>	<p>教育センターでは、「学校づくり」「授業づくり」を柱とした教育情報の発信や主体的な研修活動の支援などの学校教育支援を行っており、初任者研修の際に担当が個別の相談に応じるなど、研修を通して課題解決に向けたきめ細やかなサポートにも努めています。</p> <p>今後も、指導主事が直接学校に出向いて研修を行う「出かけるセンター」等の取組の充実などにより学校教育支援機能を一層発揮するとともに、初任者研修をはじめとする全ての研修の中で、教職員が日頃感じている教育課題の解決につながるような内容の工夫や、グループ討議等で参加した教職員同士がつながりを持てるような運営に努めてまいります。</p> <p>特に、初任者等の若手教職員については、校内で悩みを抱えて孤立することがないよう、教育センター内に「OJTアシストチーム」を組織して校内のOJTによるサポートを促進するなど、大学等の専門機関とも連携しながら支援体制の強化を図ってまいります。</p>	<p>学校教育支援事業 13,745 千円</p> <p>教職員研修費 59,702 千円</p>

